平成２４年（フ）第９号
三重県鳥羽市鳥羽１丁目17番３－８号
債務者　鈴木　直子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第８５６６号
大阪市平野区加美南３丁目５番４号　日ノ出マンション402号
債務者　中元　　武
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２号
大阪市平野区長吉出戸８丁目３番２―1114号
債務者　松本　　**聰**
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０号
大阪市平野区長吉出戸８丁目11番17―407号
債務者　山口　翔吾
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２３号
大阪府茨木市玉櫛２丁目24番10号
債務者　山本　英一
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４４号
大阪府守口市金田町１丁目69番９号
債務者　岡田　哲也
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８３号
大阪市港区波除５丁目４番26号
債務者　秋山マサヱ
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５６号
大阪市港区南市岡３丁目６番25―1002号
債務者　田中　伸治
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４８号
大阪市平野区平野南１丁目３番２―1304号
債務者　荷宮　栄次
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６５号
大阪府門真市柳町１番17号　柳町ハイツ201号、前住所大阪府門真市常称寺町12番20号
債務者　竹尾チヅコ
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６６号
大阪市中央区日本橋２丁目18番21号　澤井ビル405号
債務者　吉若　眞澄
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７２号
大阪市中央区島之内１丁目２番18号　ビラアツミ303号
債務者　柳　　嬉淑
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７４号
大阪府八尾市旭ケ丘４―23―302、住民票上の住所大阪府東大阪市吉田本町３丁目３番32―104号
債務者　小出　雅之
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８号
山口県宇部市北小羽山町２丁目２番11―304号、旧住所山口県周南市岐南町６番18号
債務者　平山　大介（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１０号
埼玉県草加市新善町297番地
債務者　小川　　清
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
埼玉県春日部市大枝842番地10　原第５マンション108号
債務者　能登さち子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目545番地　板倉荘201号、住民票上の住所埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目545番地　板倉荘２階３号室
債務者　弓田　いよ
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係